

昭和八年末頃會社支配人坂田某に關し素行問題發生してより従業員間に排斥運動起り大部分は之れに參加したるも一部少數の者は同支配人を擁護した爲其の後内部抗争を激成するに至り之れが遂に會社は十一月末坂田支配人を退職せしめたのである依て支配人派従業員は其の立場に不安を感ずるに至つたので、同派運轉手奥村喜三郎等七名は豫ねて昭和七年二月以來會社との間に自動車賃借に依る依託經營をなしてゐたのが、翌八年十月改正自動車交通業法の實施に依り解約され引續き運轉手として雇用されてゐるので、茲に契約不履行の訴訟を起すべく小倉區裁判所に證據保^全の申請をなし十二月十三日より怠業をなすと共に爭議團本部を八幡市岩淵町に置き北九州銀バス従業員淨化期成同盟と稱し従業員の糾合に努めたので會社に於ては遂に解雇を決意し運轉手七名車掌數名を雇入れ罷業に備ふるに至

つたのである。

十一、要求條項並に經過

發生原因前項の如く支配人退職に伴ふ社内^の抗争にして其の要求するところ亦待過問題にあらずして人事關係に過ぎなかつたのであつて、坂田前支配人派従業員の要求するところ即ち次の如し。

要求 條 件

- 1、坂田元支配人を復職せしむること
 - 2、修繕工場主任某並に事務員北村某を休職とすること
 - 3、運轉手某を他に轉職せしむること
- 而して十二月十四日聲明書二千枚を作成して附近に撒布し争議の已むなきに至れる事情を發表し、積極的闘争に出たのであるが、時恰も年末に際し交通保安上憂慮すべきを以て双方の申